

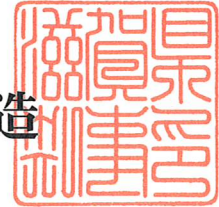


滋監第 1044 号
令和 3 年 11 月 2 日

(株) ファーストシステム

古川 典夫 様

滋賀県知事 三日月 大造



一般 建設業の許可について (通知)

令和 3 年 10 月 4 日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可しました
ので、通知します。

記

許 可 番 号	滋 賀 県 知 事	許 可 (般 一 3) 第 52144 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 3 年 11 月 2 日 から	令 和 8 年 11 月 1 日 まで
建 設 業 の 種 類	機 械 器 具 設 置 工 事 業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8 年 10 月 2 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)